

平成30年度

事業計画書

福島県危機管理部

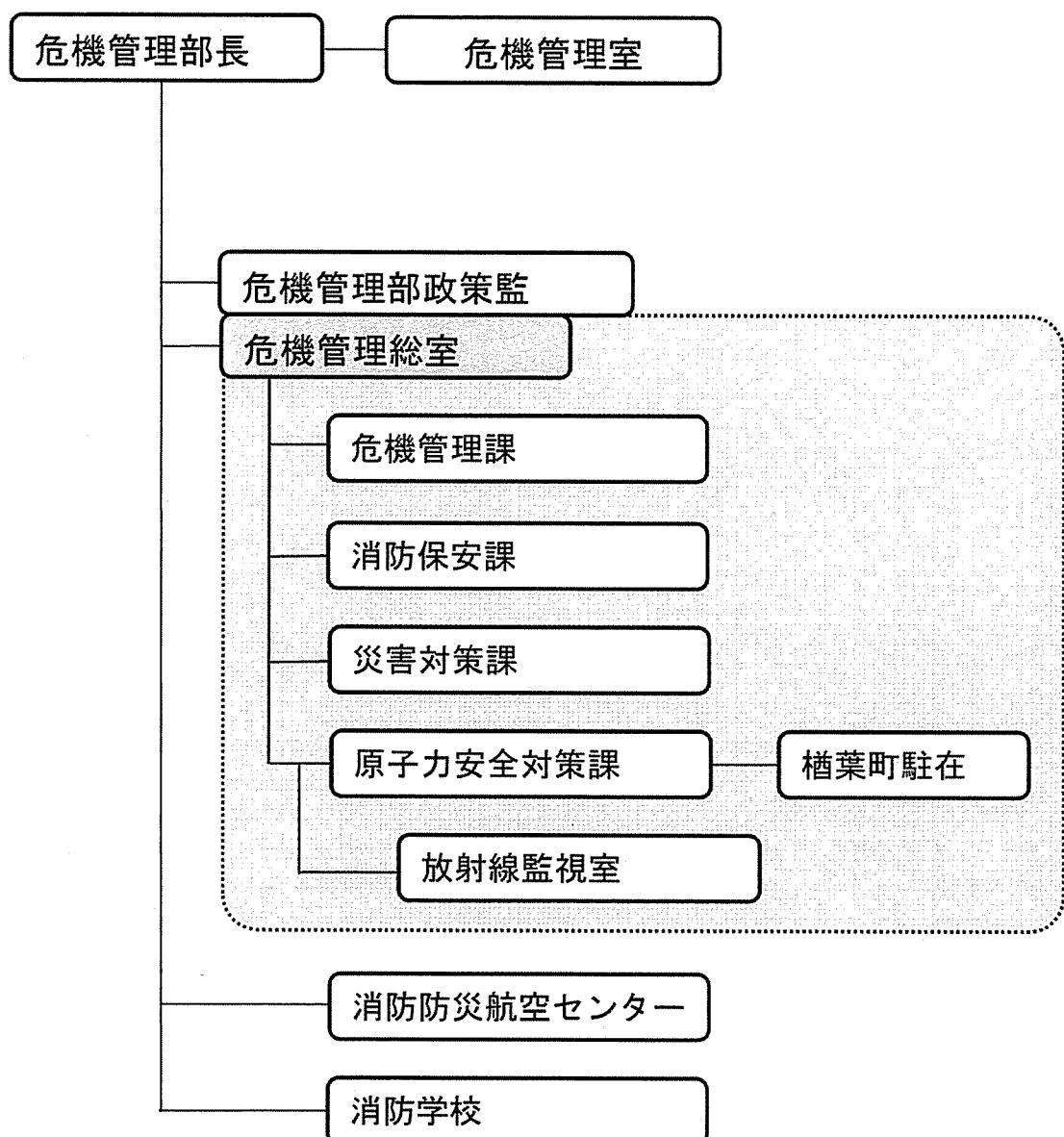
目 次

第1章 危機管理部の組織体制	
第1 危機管理部の組織	2
第2 危機管理部の分掌事務	3
第2章 危機管理部の基本方針と主な取組	
第1 平成30年度危機管理部の基本方針	6
第2 平成30年度危機管理部における主な取組について	8
第3章 危機管理部の事業計画	
平成30年度危機管理部の事業計画	16
第4章 主要な行事予定	
平成30年度主要な行事予定	30
第5章 資料	
第1 福島県危機管理基本方針	33
第2 各種計画	46
第3 関係団体・出資団体	50
第4 附属機関等	51
第5 福島県危機管理センターの見学について	55

第1章

危機管理部の組織体制

第1 危機管理部の組織



第2 危機管理部の分掌事務

危機管理室

- 1 安全及び安心の確保に関する施策の総合的な推進に関すること。
- 2 安全及び安心の確保に関する施策に係る県の行政政策の企画立案に必要な各種情報の収集及び交換に関すること。
- 3 危機が生じた場合又は生じるおそれがある場合における緊急的対応に関すること。
- 4 危機に関する各種情報の収集及び交換に関すること。
- 5 その他特に知事から指定された事項に関すること。

危機管理総室

危機管理課

- 1 部内の事務の総合企画及び調整に関すること。
- 2 部内における人事、予算及び経理に関すること。
- 3 危機管理に係る総合企画及び調整に関すること。
- 4 安全及び安心の確保に関する施策の総合的な推進並びに安全管理の総合調整に関すること。
- 5 県地域防災計画の実施に関すること。
- 6 国民保護法制に関すること。
- 7 国土強靭化地域計画に関すること。

消防保安課

- 1 消防に関すること。
- 2 火災の予防に関すること。
- 3 危険物の規制に関すること。
- 4 高圧ガス及び液化石油ガスの保安に関すること。
- 5 火薬類及び猟銃の取締りに関すること。
- 6 電気工事士及び電気工事業に関すること。
- 7 県地域防災計画の実施に関すること。
- 8 消防学校に関すること。

災害対策課

- 1 災害対策に関すること。
- 2 災害救助法（昭和22年法律第118号）の施行に関すること（生活拠点課の所掌に属するものを除く。）。
- 3 被災者生活再建支援制度等に関すること（生活拠点課の所掌に属するものを除く。）。
- 4 総合情報通信ネットワーク（防災行政無線を含む。）に関すること。
- 5 県地域防災計画の実施に関すること。
- 6 消防防災航空センターに関すること。

原子力安全対策課

- 1 原子力安全対策の総合調整に関すること。
- 2 原子力発電所施設に係る安全対策に関すること。
- 3 原子力災害対策に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 4 原子力防災及び放射線に係る知識の普及に関すること。
- 5 県地域防災計画の実施に関すること。

放射線監視室

- 1 環境放射線モニタリングの総合調整に関すること。
- 2 環境放射線モニタリングのデータの公表に関すること。

第2章

危機管理部の基本方針と主な取組

第1 平成30年度危機管理部の基本方針

〈危機管理部の目標〉 県民の安全・安心の確保

〈平成30年度事業の3つの柱〉

- 1 自助・共助・公助に対する県民理解の促進
- 2 危機管理・防災力の一層の強化
- 3 原子力発電所周辺地域の安全確保

本県に甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生から7年が過ぎ、ふくしまの復興は着実に進んでいる一方、地震、津波、そして原発事故による被災により、今もなお5万人近い多くの県民が避難生活を余儀なくされている。

その後も、平成28年の熊本地震をはじめとする地震災害、昨年の九州北部豪雨や台風第21号などの集中豪雨による土砂災害や洪水、御嶽山や草津白根山の火山災害等が全国で相次いでおり、本県でも、平成23年7月新潟・福島豪雨や、平成27年9月関東・東北豪雨、昨年4月浪江町の帰還困難区域における山林火災の発生など、万が一に備えた防災力の一層の強化が求められている。

また、本県の復興のためには、福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策の取組が安全かつ着実に進むことが大前提であり、東京電力第一原子力発電所周辺地域の安全確保が何よりも重要である。

さらに、北朝鮮によるミサイル発射や世界各地で発生しているテロ、国内各地で発生している鳥インフルエンザなど、県民生活に影響を与えるかねない危機事象に対しても、関係機関と一体となって的確に対応することが不可欠であり、危機管理能力の更なる強化が必要となる。

県では、指揮命令系統の一元化及び明確化により迅速かつ的確な初動対応や情報収集機能の強化を図るため、平成27年4月に危機管理部を設置し、平成28年9月には危機管理センターを開所するなど、ソフト・ハード両面にわたる体制の整備を進めてきた。また、同センターにおいて見学者の受入れ、防災講座の開催や防災ガイドブック「そなえるふくしまノート」の全戸配布などを行うことにより、自助・共助への県民理解の促進に努めてきたところであり、平成30年度においても、県総合計画や復興計画の実現に向け、県民の安全・安心の確保を図るため、引き続き、「自助・共助・公助に対する県民理解の促進」、「危機管理・防災力の一層の強化」、「原子力発電所周辺地域の安全確保」の3つの柱を掲げ、各種の施策に取り組む。

1 自助・共助・公助に対する県民理解の促進

昨年度作成・配布した防災ガイドブック「そなえるふくしまノート」を活用した学校現場での防災教育の充実や、親子で学ぶ防災セミナーの開催などにより、県民一人一人の防災意識の向上を図りながら、行政区長など各地区の自主防災組織のリーダーを対象とした研修会の開催や住民自らによる防災マップ

の作成、避難訓練の実施などにより、地域としての取組につなげていく。

併せて、目標管理型災害対応演習により市町村長自らのマネジメント能力を醸成するなど、自助・共助・公助それぞれの充実強化を図りながら、相互補完性を確保することにより、防災・減災・災害対応力の向上に努める。

2 危機管理・防災力の一層の強化

避難地域における消防体制については、住民の帰還状況に適切に対応した消防団の再編や常備消防との相互補完体制の強化に向けた検討を行っている消防団再編等プロジェクトチームについて、昨年度設置した、広野町、樅葉町及び葛尾村に加え、新たに、浪江町及び飯舘村でも取り組んでいく。

また、これまでの検討内容を踏まえ、消防本部の警戒パトロールの強化や消防団間の相互応援、消火活動に協力する事業所への消防用資機材配備のための経費を支援する。

さらに、自然災害を始めとした様々な危機事象に対し、迅速かつ的確な初動対応ができるよう、各種訓練等を実施し、国・市町村・警察・消防・自衛隊等関係機関との一層の連携強化を進める。

3 原子力発電所周辺地域の安全確保

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組が安全かつ着実に行われるよう、廃炉安全監視協議会や現地駐在職員による現場確認等を通して、しっかりと監視していく。

また、原子力災害対応の拠点である原子力災害対策センターを活用し、総合的な原子力防災訓練や研修を行うなど、原子力災害時の防災体制の強化に取り組む。

さらに、県内全域での環境放射線等のモニタリングをきめ細かく行うとともに、県内外への迅速かつ分かりやすい情報提供に努めていく。

平成30年度 危機管理部における主な取組について

自助・共助・公助に対する県民理解の促進

自助・共助・公助の促進

◎【一部新】地域防災力向上推進事業(P10参照) 1,170万4千円

防災教育など防災ガイドブック等を活用した防災意識の高揚(自助)、地域コミュニティの強化など地域における自主的な防災機能の強化(共助)、市町村長を対象とした災害対応演習など自治体の公助機能の強化(公助)、これら三位一体による取組を推進することにより、防災・減災・災害対応力の強化を図る

◎ 福島県防災対策強化事業(1) 313万7千円

日本赤十字社と連携しふくしま防災フェアを開催し、自助の促進を図る

【1,484万1千円】

危機管理センター施設見学



防災ガイドブックの活用



原子力発電所周辺地域の安全確保

【25億6,123万9千円】

1 廃炉に向けた取組の監視

◎ 原子力安全監視対策事業(P14参照) 9,893万6千円

原子力発電所の安全が確保されるよう、立入調査等を実施し、取組状況を確認する

廃炉に向けた安全監視



2 環境放射線モニタリングの充実

◎ 緊急時・広域環境放射能監視事業 17億3,863万2千円

福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の拡散に対する環境監視を行うとともに、その結果を県民へ分かりやすく情報提供する

モニタリングポスト



3 原子力防災体制の整備

◎ 原子力防災体制整備事業(P13参照) 5億8,906万7千円

原子力発電所の不測の事態に備えて、県地域防災計画(原子力災害対策編)の見直しをするとともに、総合的な原子力防災訓練を実施するなど、原子力防災体制の充実・強化を図る

原子力防災訓練



4 帰還に向けた取組

◎ ふるさとふくしま帰還支援事業 1億3,460万4千円

リアルタイムでふるさとの状況を確認できるウェブカメラの維持管理費を市町村等に対して補助する

危機管理・防災力の一層の強化

公助の取組

〈消防体制の充実〉

◎【一部新】避難地域消防団再編支援事業(P11参照)

2,387万6千円

避難地域の消防団の在り方を検討するとともに、新たに企業自衛消防組織の活用、消防団の相互応援強化などを行う

○消防団入団促進支援事業 75万8千円

高校生をはじめとした若者の消防団への理解促進を図るとともに、「ふくしま消防団サポート企業」登録拡大に向け、働きかけを強化する

○救急高度化推進事業 3,240万6千円

救急救命士の養成研修に対する補助等を行う

○【一部新】教育訓練事業経費 2,601万6千円

消防職員等の養成、新たにドローン操作講習会を実施する

○消防操法競技大会開催事業 71万4千円

消防団員の消防技術の向上を図る(隔年開催)

【29億6,829万5千円】

消防団の消防操法競技大会



県総合防災訓練



消防防災ヘリコプター



〈防災体制〉

◎福島県防災対策強化事業(2) 678万2千円

災害時の市町村における避難情報の発令基準等の策定支援、災害時のための燃料備蓄を行う

〈火山防災〉

◎火山防災対策事業 69万7千円

吾妻山、安達太良山、磐梯山の各火山防災協議会における火山防災対策を推進する

〈防災ヘリ〉

○消防防災ヘリコプター運航事業 1億8,717万8千円

○消防防災ヘリコプター更新事業 18億5,721万1千円

更新機体について平成30年度末に納品となる
予定である

〈防災施設・設備の整備〉

○総合情報通信ネットワーク整備事業

7億8,868万4千円

災害時の情報伝達のために整備した総合情報ネットワーク機器を更新する

○【新】林野火災用消防資機材等更新事業

368万5千円

大規模林野火災に備え、資機材の点検、更新を行う

〈防災訓練〉

○総合防災訓練 150万円

○国民保護訓練 238万2千円

○【新】みちのくアラート訓練 18万円

陸上自衛隊及び東北各自治体による広域応援訓練を実施する

〈備蓄〉

○備蓄物資整備事業 2,622万6千円

災害発生初期における避難者用の備蓄物資を更新する

〈被災者支援〉

○被災者住宅再建支援事業 1,000万円

全壊等の住宅被害に対して県独自の支援金を支給する

地域防災力向上推進事業 11,704千円

地域住民(自助)と地域コミュニティ(公助)と行政(公助)が三位一体となり
防災・減災・災害対応力の強化を目指す!

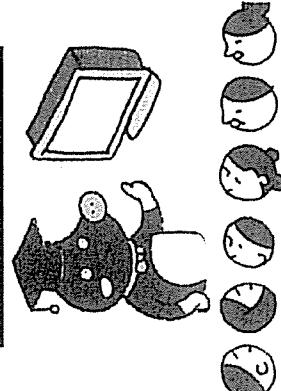
【公助】自治体の公助機能の強化

新「ふくしま防災塾“トップ59”」

- ・災害対応演習
- ・模擬記者会見

公助機能の強化

行政>首長



【共助】

地域における自主的な防災機能の強化



- 新 地域コミュニティ
強化事業
- ・地域住民自らが防災
マップを作成

防災機能の強化

- <地域コミュニティ>
・企業
- ・町内会
- ・その他団体

【自助】

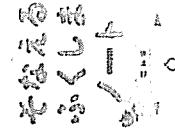
「そなえる ふくしまノート」等を活用した防災意識の高揚

- 新 防災教育の展開

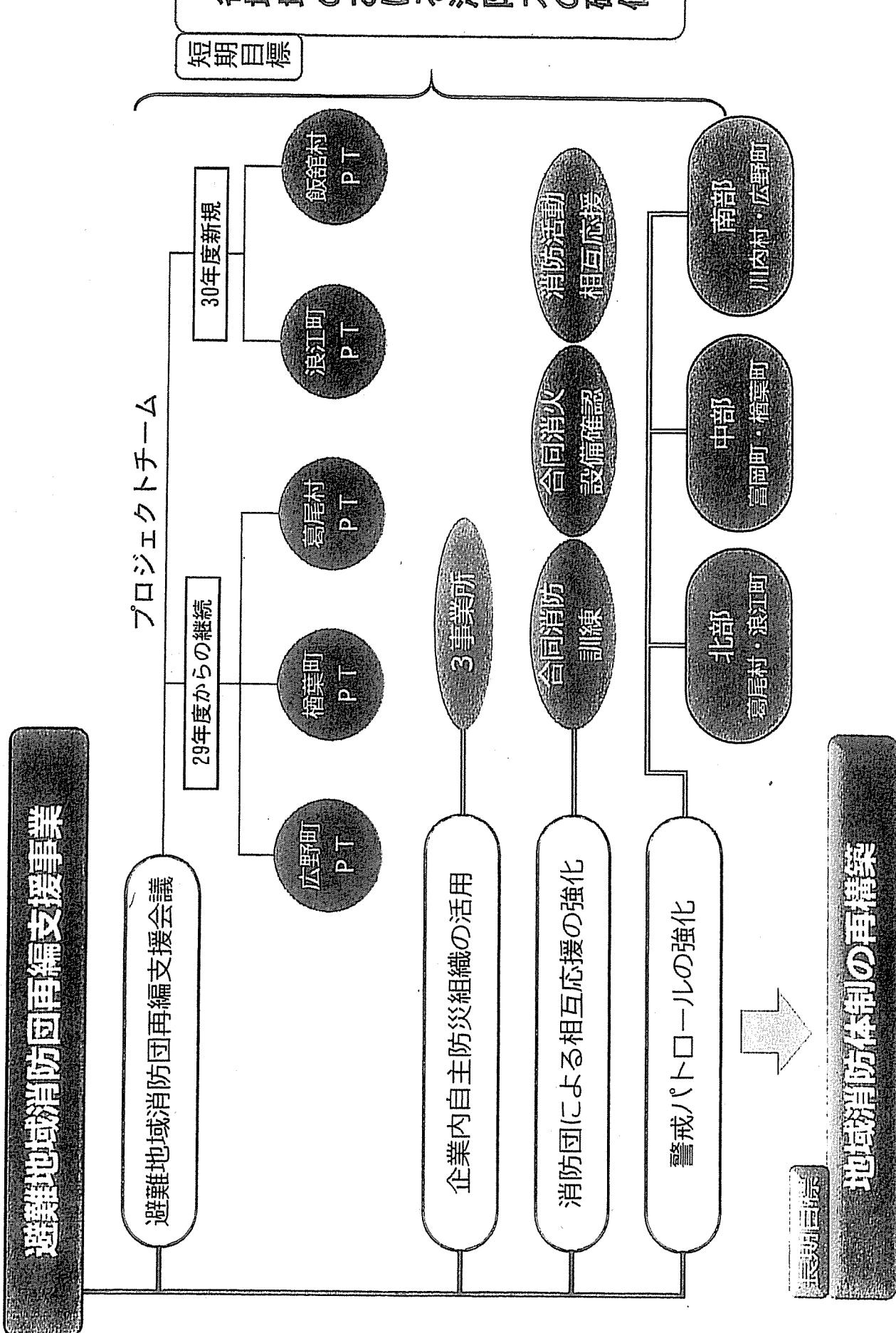
- ・県内7ヶ所で研修を実施
- ・各小中学校において、「そなえる
ノート」を活用した授業を実施

防災意識の高揚

- <地域住民>
・職場
- ・学校(児童・生徒)
- ・家庭



避難地域消防団再編支援事業 平成30年度事業概要



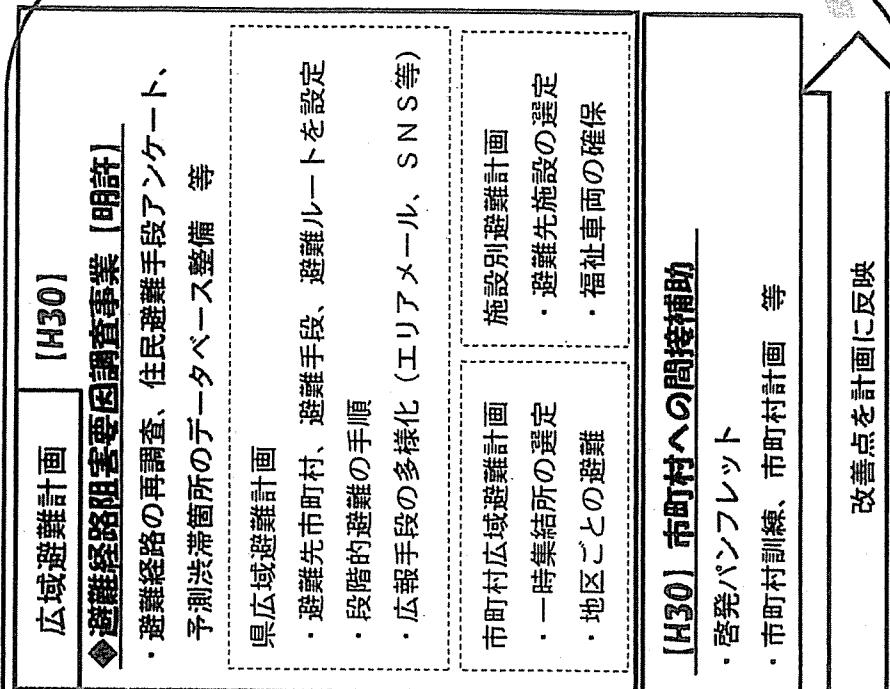
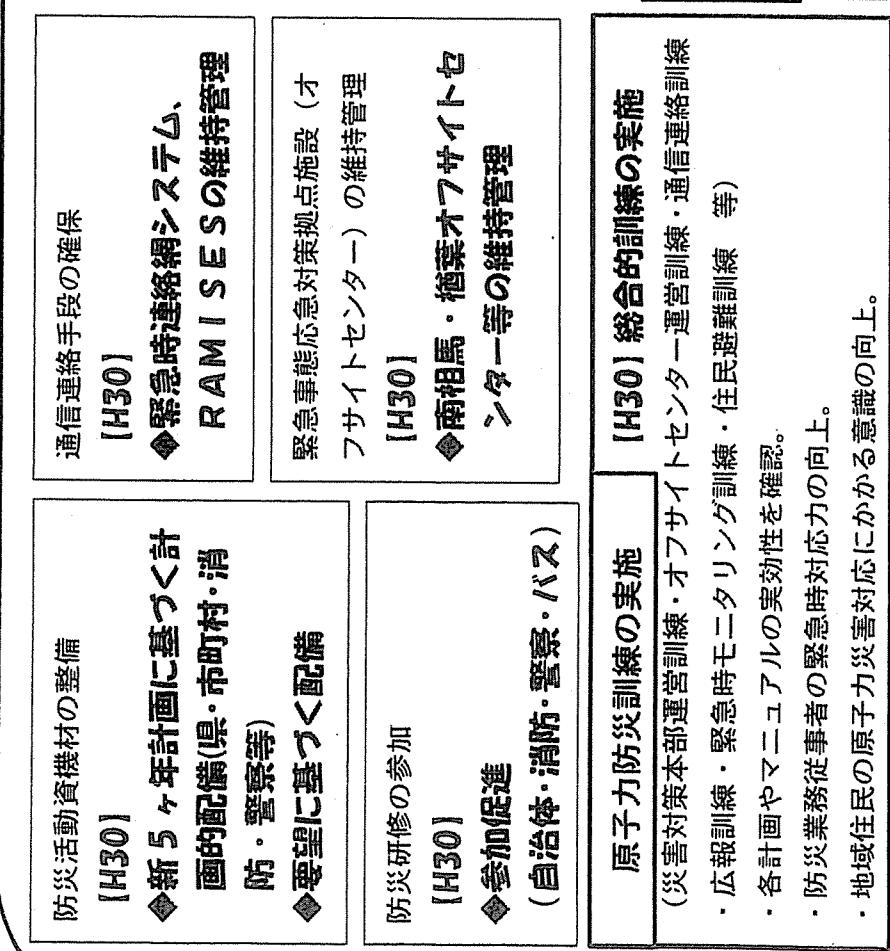
○原子力防災体制について（平成 30 年度）

原子力災害対策指針
(原子力規制委員会)
国・地方公共団体等が原子力災害
対策を実施する際の基本的考え方

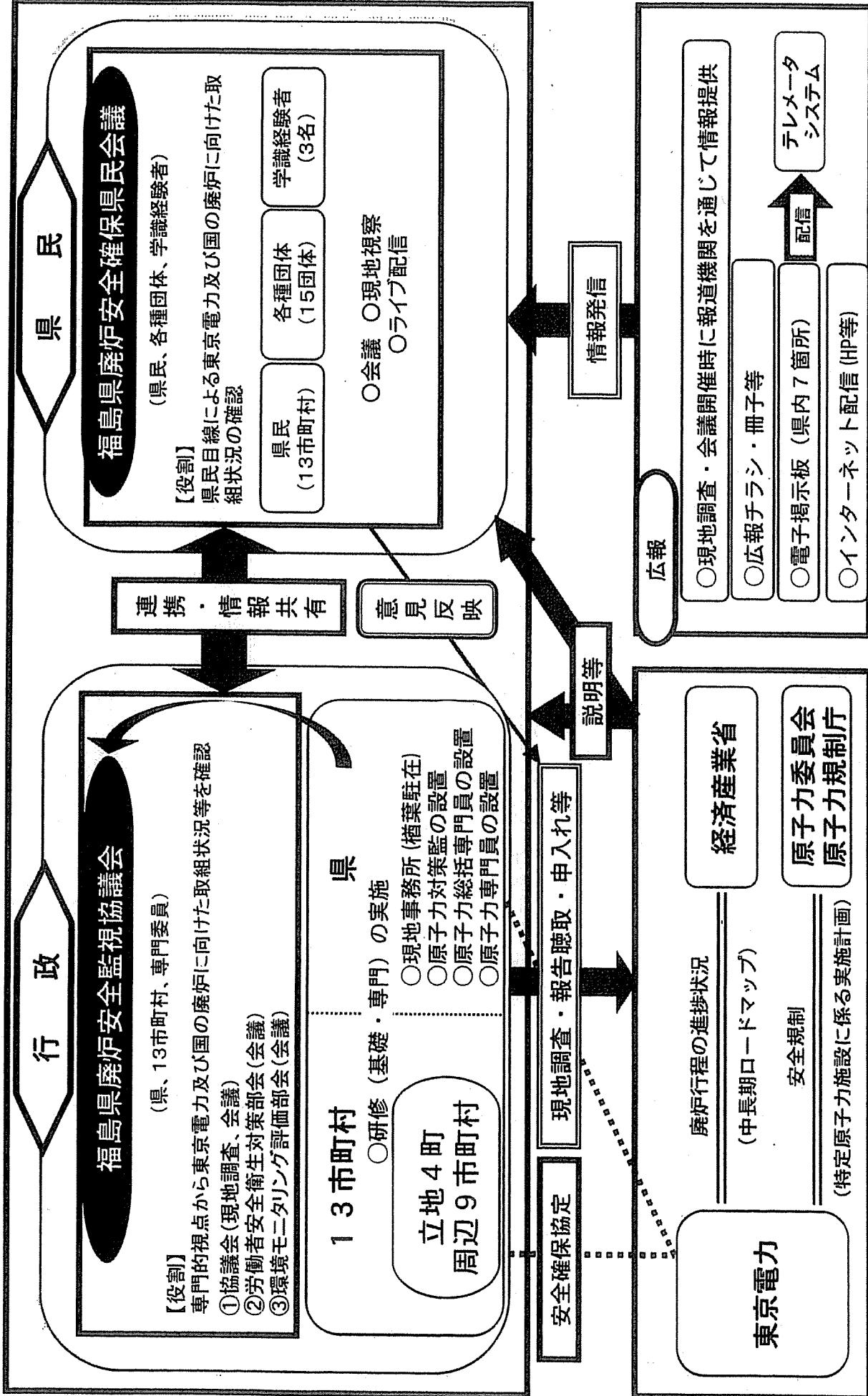
反映

○福島県地域防災計画（原子力災害対策編）
・原子力災害を踏まえ段階的に見直し。
・原子力防災対策を重点的に実施すべき区域＝13 市町村に拡大
○市町村地域防災計画（原子力災害対策編）
・13 市町村が作成
・県は作成を支援

具体的には



原子力発電所の廃炉に向けた安全確認体制について



第3章

危機管理部の事業計画

H30年度危機管理部の事業計画

1 H30当初予算の概要

事業名	H30当初予算額(円)
自助・共助・公助に対する県民理解の促進	15,079,000
原子力発電所周辺地域の安全確保等	3,361,458,000
危機管理・防災力の一層の強化	3,643,783,000
人件費等	773,075,000
(合計)	7,793,395,000

2 事業計画

自助・共助・公助に対する県民理解の促進

事業名	H30当初予算額 (単位：千円)	内 容	所管課
I 自助・共助の促進			
1 地域防災力向上推進事業			
①《重点》 情報発信推進事業	2,954	児童・生徒・学生、自治会、自主防災組織等への危機管理センターの施設見学受入体制を整えるとともに、積極的な広報活動を実施することにより、見学者を多数受け入れ、防災DVDの視聴、パネル・防災グッズの展示、災害対策本部会議室の見学等を通じ、自助・共助への県民理解の促進を図る。	危機管理課
②《重点》 防災講座推進事業	1,526	防災出前講座や危機管理センターの施設見学と合わせた防災講座の実施、自主防災組織への講師派遣など、県民や地域のニーズに応じた講座を開催することにより、県民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図る。	危機管理課 災害対策課

事業名	H30当初予算額 (単位：千円)	内 容	所管課
③《重点》 防災意識向上推進 事業	5,990	<p>1 「シェイクアウトふくしま」の実施 県民一体となった地域防災力の向上を推進するため、地震発生時に真っ先に行うべき安全確保行動「まず低く、頭を守り、動かない」を学び、身につける機会として「シェイクアウトふくしま」を県下一致に実施する。</p> <p>2 防災ガイドを活用した防災教育の展開 小中学生の防災意識の高揚を図るため、教育庁と連携し防災教育実践協力校等において、防災ガイドブック「そなえるふくしまノート」による授業を実施することにより、県内の各学校において同ガイドを活用した授業の実施を支援する。</p> <p>3 親子で学ぶ防災セミナー 災害から身を守るために小学生から防災に興味・関心を高めることが重要であることから、防災ガイドブックを活用したワークショップや親子防災教室の実施、非常食の試食などを内容とした「親子で学ぶ防災セミナー」を県内3方部で実施する。</p> <p>4 地域コミュニティ強化事業 地域コミュニティのつながりを強化することによる自主的な防災機能の強化を図るため、住民自らが安全な避難ルートや避難方法等を歩いて取りまとめる「地区防災マップ」を作成し、実効性を高めるため避難訓練を実施するモデル事業。</p> <p>5 自主防災組織リーダー研修事業 行政区長など自主防災組織の中心で活動している方を対象に、地域における平時の取組や、災害時にとるべき行動等を座学や図上訓練等により学ぶ研修会を実施する。</p>	危機管理課 災害対策課
④《重点》（新） ふくしま防災塾 “トップ59”	1,234	地域特有の課題に対応するため、各市町村長を対象に、浜・中・会津の3方部において、災害対応演習や模擬記者会見などを行うフォーラムを開催する。	災害対策課
2 福島県防災対策強化事業			
①《重点》 福島県防災対策強化 事業（自助・共助）	3,375	<p>東日本大震災の教訓を踏まえ、防災体制を強化し、防災意識の高揚を図る。</p> <p>1 市町村災害体制構築支援事業 市町村が適時適切に避難情報を発令できるよう判断基準等の策定を支援する。</p> <p>2 ふくしま防災フェア2018 「福島県と日本赤十字社との復興、防災対策等に関する共同宣言」を踏まえ、日赤との連携により、自助の促進を図るため、子どもから高齢者まで幅広い層を対象とした防災フェアを実施する。</p>	災害対策課

危機管理・防災力の一層の強化

I 公助の取組

事業名	H30当初予算額 (単位:千円)	内 容	所管課
1 消防体制の充実			
(1) 消防事務			
①《重点》(一部新) 避難地域消防団再編 支援事業	23,876	<p>避難地域における消防団の現状・課題等を共有するとともに、町村単独では解決できない課題に対する広域的な調整等を行うため、避難地域消防団再編支援会議を開催する。</p> <p>また、個別の町村の消防団再編のための具体的な検討、関係機関との協力体制づくりを支援するため、消防団再編等プロジェクトチームを設置、開催する。</p> <p>さらに、消防団員の確保が困難な中、必要な消防力を確保するため、消防団間における相互応援のための活動経費や企業内自衛消防組織活用のための消防用資機材の整備経費、さらには常備消防による警戒パトロールの強化のための経費を支援する。</p>	
②消防団入団促進支援事業	758	<p>消防団への加入促進に向けた次の事業を行う。</p> <p>1 消防団組織活性化支援企業募集事業 消防団員や消防団協力事業所を支援する企業のほか、消防活動を支援する事業所を募集するとともに、支援事業所を広報することにより、消防団員の確保や事業所に対する消防団活動への制度支援を図る。</p> <p>また、市町村と連携して事業所を訪問し、登録要請を行う。</p> <p>2 ふくしま消防出前講座事業 若者の消防団への理解を深め、将来の消防団を担う人材を確保するため、県内各高校等と連携し、地元市町村と合同で、高校生等を対象に消防団活動を中心とした出前講座を実施する。</p> <p>3 消防団維持・確保事業 消防団維持・確保事業取組等の紹介を行うため、消防庁の消防団等充実強化アドバイザーを交えた研修会を開催する。</p> <p>4 県職員の消防団入団促進事業 県職員の消防団への理解を深め、入団を促進するため、消防団活動紹介セミナーを開催するとともに、消防団体験入団を実施する。</p>	消防保安課
③消防用ドローン導入 促進事業	889	県内消防本部においてドローンの導入に向けた動きが出てきているが、有効性や操作の不安から導入には至っていない。このため、ドローンの操作講習会の開催と消防本部への貸出しを行い、導入の促進につなげる。	
④県消防協会指導事業 補助金事業	1,500	消防協会の会員である消防団員及び消防職員の資質の向上と消防に関する知識・技術の習得を図るとともに、消防思想の一層の普及を図り、もって消防活動の促進に寄与するために当該協会に事業費補助を行う。	
⑤県消防操法競技大会 開催事業	714	消防団員の基礎的な消防操法訓練を通じて、消防技術の向上や消防活動の円滑な遂行を図るために、福島県消防操法大会を開催する。	

事業名	H30当初予算額 (単位:千円)	内 容	所管課
(2) 火災予防			
①消防設備士免状交付	769	1 消防設備士試験の合格者等からの申請に対する消防設備士免状を交付する。 2 (一財)消防試験研究センターへの委託による免状交付事務を実施する。	消防保安課
②消防設備士講習	4,960	(一社)福島県消防設備協会への委託による消防設備等の工事又は設備に関する講習を実施する。	
③火災予防運動絵画・ポスターコンクール	48	火災予防思想の普及を図るため、火災予防絵画・ポスターコンクールを実施する。	
(3) 危険物規制			
①危険物取扱者免状交付	11,084	1 危険物取扱者試験の合格者等からの申請に対し、危険物取扱者免状を交付する。 2 (一財)消防試験研究センターへの委託による免状交付事務を実施する。	消防保安課
②危険物取扱者保安講習	17,216	(一財)福島県危険物安全協会連合会への委託による危険物取扱者保安講習を実施する。	
(4) 消防学校			
①消防職・団員の教育訓練	25,127	1 消防職員教育 (初任教育、専科教育、幹部教育、特別教育) 2 消防団員教育 (基礎教育、専科教育、幹部教育、特別教育、校外教育) 3 自衛消防隊員教育 4 少年消防クラブ員教育	消防保安課
②消防学校派遣教官に関する事業	58,954	消防学校における教務体制の充実強化を図るため、派遣教官の人物費を負担金として派遣元の消防本部(市又は組合)へ交付する。	
③消防学校維持管理	133,800	消防学校の維持管理を行う。	

事業名	H30当初予算額 (単位 : 千円)	内 容	所管課
(5) 救急高度化の推進			
①救急高度化推進事業	32,406	<p>救急業務の高度化を推進し、救命率の向上を図るために、救急救命士の養成等を行う。</p> <p>1 救急救命士養成研修に対する補助 救急救命士の養成研修費用が高額であり、各消防本部の厳しい財政状況下では、救急救命士の養成等が容易でないことから、研修経費を補助し、救急救命士の養成を図る。</p> <p>2 検証医養成・救急業務指導者講習会、メイカルコントロール体制検討部会 事後検証に必要な知識及び技術を習得してもらうための研修会、メイカルコントロール体制の専門的な事項を検討するための専門部会を開催する。</p> <p>3 (一財) 救急振興財団運営負担金 救急救命士の養成機関である財団の運営経費を負担する。</p>	消防保安課
②傷病者搬送受入協議会	1,157	消防機関、医療機関、学識経験者などで構成される福島県傷病者搬送受入協議会を開催し、「傷病者の搬送及び受入の実施に関する基準」の見直しを行う。	
(6) 電気工事業の保安指導事業			
電気工事業者の保安指導及び電気工事士免状の交付事務	3,496	<p>1 電気工事業者の登録関係事務と立入検査等による保安指導を実施する。</p> <p>2 資格試験合格者等の申請に対し、電気工事士免状を交付する。</p>	消防保安課
(7) 火薬類の取締り及び保安指導事業			
火薬類取締業務	1,104	<p>1 火薬類の販売・火薬庫等に関する許認可を行うとともに、完成検査・保安検査等の取締りを実施する。</p> <p>2 資格試験合格者に火薬類取扱保安責任者等の免状を交付する。</p>	消防保安課
(8) 高圧ガス等の取締り及び保安指導事業			
①高圧ガス取締業務	15,370	<p>1 高圧ガス製造・貯蔵所等に関する許認可を行うとともに、保安検査等の取締りを実施する。</p> <p>2 各地方振興局に高圧ガス保安員を設置して、保安検査等の業務に従事させる。</p>	消防保安課
②高圧ガス製造保安責任者、販売主任者等免状交付事業	865	<p>1 資格試験合格者に高圧ガス製造保安責任者等の免状を交付する。</p> <p>2 高圧ガス保安協会への委託による免状交付事務を実施する。</p>	

事業名	H30当初予算額 (単位：千円)	内 容	所管課
2 防災体制			
(1) 防災体制推進費			
①《重点》 福島県防災対策強化事業（公助）	6,544	<p>東日本大震災の教訓を踏まえ、防災体制を強化すると共に、防災意識の高揚を図る。</p> <p>1 情報連絡員連絡経費 大規模災害時に市町村に派遣する県情報連絡員（県リエゾン）が通信手段確保のため持参する衛星携帯電話を各地方振興局に配備する。</p> <p>2 災害時燃料備蓄事業 緊急車両及び災害対応を行う施設（地方公共団体、消防、警察、医療機関、福祉施設、避難所等）に優先的に燃料を供給するため、災害時中核給油所及び小口配送拠点に燃料を備蓄する。</p>	災害対策課
②防災対策支援事業	5,809	災害対策等の充実強化を図るため、防災専門監を設置する。	
(2) 自衛官募集事務費			
募集広報の企画及び実施	422	<p>自衛隊法に基づき、自衛官の募集に関する事務の一部を行う。</p> <p>1 募集広報の企画及び実施 自衛官募集のためのパンフレットを作成する。</p> <p>2 募集事務関係会議 県内募集連絡会議を開催するとともに、東北六県募集会議に出席する。</p> <p>3 市町村に対する募集事務指導 自衛官募集事務に関して、市町村や東北方面総監部との連絡調整を行う。</p>	災害対策課
(3) 自衛隊災害派遣事務費			
自衛隊災害派遣事務経費	51	風水害、地震、津波等の自然災害に備えるため、自衛隊行事に出席する等、平常時から自衛隊との連携強化を図る。	災害対策課
(4) 防災事務指導費			
①(新) 林野火災用消防資機材等更新事業	3,685	大規模林野火災が発生した場合に備えて陸上自衛隊の駐屯地に配備している林野火災用消防資機材の更新・点検等を実施する。	
②震度情報ネットワークシステム保守管理事業	4,404	県庁内の震度計の保守管理装置及び県内市町村に設置した計測震度計について、精度を保つための保守点検を行うほか、故障が発生した場合の修繕を行う。	災害対策課
③災害見舞金交付事業	200	災害救助法が適用された市町村が所在する他の都道府県に対して、災害見舞金を交付する。	

事業名	H30当初予算額 (単位 : 千円)	内 容	所管課
(5) 防災会議費			災害対策課
防災会議の開催経費	283	災害対策基本法に基づき、県地域防災計画の修正と計画の実施を推進するため、防災会議を開催する。	
(6) 救助			災害対策課
①災害救助基金の積立	86,710	災害救助法に基づき、救助に要する費用の財源を積み立てると共に、基金を運用する。	
②災害弔慰金等の支給・貸付	9,125	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、被災者に対し災害弔慰金等の支給や災害援護資金の貸付を行う。	
3 火山防災			災害対策課
火山防災対策事業	697	活動火山対策特別措置法に基づき設置している吾妻山、安達太良山、磐梯山それぞれの火山防災協議会の事務局を運営し、火山専門家、国、市町村、自衛隊、警察、消防、観光関係団体等と連携して、火山防災対策を検討する。 また、ワーキンググループを設置し、火山防災対策のソフト、ハード事業の実施を検討する。	
4 防災ヘリ			災害対策課
①消防防災ヘリコプター運航事業	187,178	消防防災ヘリコプターにより、空からの広域的かつ機動的な消防防災活動を実施する。	
②消防防災航空センターの運営	10,008	消防防災ヘリコプターを管理・運用する消防防災航空センターを運営する。	
③全国航空消防防災協議会経費	400	消防防災ヘリコプターを保有する都道府県及び政令指定都市で組織する全国航空消防防災協議会に加入し、ヘリコプター保有機関の連携に関する調査研究、航空隊員の資質向上のための研修に参加する。	
④消防防災ヘリコプター運航連絡協議会事業	6,799	消防防災ヘリコプターによる本県消防防災航空体制の強化のために、県内各広域消防本部から派遣されている航空隊員の人件費相当額を協議会を通じて補助する。	
⑤消防防災航空隊派遣職員の交代に伴う経費	3,775	派遣期間の満了により交替する航空隊員の赴任旅費及び装備品等の購入を行う。	
⑥消防防災ヘリコプター更新事業	1,857,211	運航開始から21年目を迎えた消防防災ヘリコプター「ふくしま」の機体を更新する。(更新機体について平成30年度末に納品となる予定である。)	

事業名	H30当初予算額 (単位 : 千円)	内 容	所管課
5 防災訓練			
①県総合防災訓練の実施負担金	1,500	万が一の災害に備えて防災関係機関の連携強化や地域住民の防災意識の高揚を図るため、県総合防災訓練及び地方総合防災訓練（5か所）を実施する。	災害対策課
②(新) 防災訓練の実施経費	180	大規模災害を想定し、陸上自衛隊と東北地区の自治体等が広域応援に関する図上訓練と実動訓練を実施する。	
③国民保護訓練	300	国民保護法に基づき、県総合防災訓練と連携を図りながら、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための訓練を実施する。	
④国民保護共同図上訓練	2,082	国・地方公共団体の対策本部の運営及び相互の連絡調整、警報の通知、避難の指示など、国民の保護のための措置について、関係機関との緊密な連携の下、迅速かつ適切な対処・措置能力の向上を図るために図上訓練を国・福島市と共同で実施する。	
⑤国民保護推進事業	864	<p>国民保護法に基づく福島県民等保護協議会の運営、福島県国民保護基本計画の推進により、当県の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に促進する。</p> <p>1 国民保護協議会運営事業 国民保護法に基づき、県における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議する福島県民等保護協議会を開催する。</p> <p>2 国民保護計画運営事業 国民保護法に基づき、国民の保護のための措置の総合的な推進等について定める福島県民等保護計画の変更、推進を行う。</p> <p>3 弾道ミサイル発射時の対応 弾道ミサイル落下時の爆風等から身を守る行動パターンや一時的に待避可能な施設について周知広報を行う。また、初動対応を確認するための住民避難訓練を実施する。</p>	危機管理課
6 備蓄			
①備蓄物資整備事業	26,226	東日本大震災の教訓を踏まえ、災害発生初期の避難者への生活物資の供給に対応するため、食料や生活必需物資を備蓄する。	災害対策課
②(新) 災害時備蓄物資整備事業	4,416	東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対策（地方）本部に勤務する職員の食料等の備蓄物資を更新する。	

事業名	H30当初予算額 (単位:千円)	内 容	所管課
7 防災施設・設備の整備			
①(新) 全国瞬時警報システム（Jアラート）保守管理事業	303	国からの緊急情報を即座に受信するため導入している全国瞬時警報システム（Jアラート）について、必要な保守点検を行う。	危機管理課
②総合情報通信ネットワーク保守管理事業	103, 554	災害時等の情報伝達のために整備された福島県総合情報通信ネットワーク等の保守管理を行う。 1 通信設備等保守管理事業 総合情報通信ネットワークを構成する通信設備や被害情報の収集・伝達に係る防災事務連絡システムの機器の精度を保つための保守点検を行うほか、故障が発生した場合の修繕を行う。 2 (新) 映像設備保守管理事業 危機管理センターに整備した映像設備について、正常な状態を常時確保するため、定期的な保守点検を行うほか、故障が発生した場合の修繕を行う。	
③総合情報通信ネットワーク運営管理事業	152, 534	総合情報通信ネットワークの通信設備等を運営し維持する。	災害対策課
④総合情報通信ネットワーク整備事業	741, 361	災害時等の情報伝達のために平成24年に整備した福島県総合情報通信ネットワークについて、メーカーサポートが終了することから機器の更新等を行う。	
⑤総合情報通信ネットワーク整備事業	47, 323	原発事故の影響により、避難した自治体の帰還準備に向け、福島県総合情報通信ネットワーク通信設備の整備等を行う。	
8 被災者支援			
被災者住宅再建支援事業	10, 000	自然災害による全壊及び大規模半壊等の住宅被害に対し、被災者生活再建支援法が適用とならない被災者の早期の住宅再建を支援するため、市町村と連携しながら支援金を支給する。	災害対策課

事業名	H30当初予算額 (単位 : 千円)	内 容	所管課
9 危機管理の推進			
①危機管理セミナー	520	危機対応力を強化するため、外部の専門家を講師として、新任課長等を対象とした危機対応の基本的な考え方に関する研修を繰り返し実施することにより、危機対応の徹底した習得及び組織への定着を図る。	
②危機管理事業運営費	337	<p>危機対応に関する各種計画を推進し、県全体の危機対応力の向上を図ることにより、県民の安全・安心を確保する。</p> <p>1 安全で安心な推進会議運営 福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例に基づき、県における安全・安心の取組の推進を図るために、有識者や市町村代表者、地域の安全・安心の活動主催者等から委員を委嘱し、意見や助言を求める推進会議を開催する。</p> <p>2 業務継続計画推進 大規模災害等の非常時においても県が優先的に遂行すべき業務の継続を図るために策定した業務継続計画について、訓練等の実施を通じてその実効性を確認・検証するなど、必要な見直しを行う。 また、市町村における業務継続計画の策定を支援し、県民の安全・安心の推進を図る。</p> <p>3 国土強靭化推進 国土強靭化基本法に基づき、いかなる自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、強くしなやかな地域づくりに向け、国土強靭化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、福島県国土強靭化地域計画に基づき、強靭化施策の進捗を管理するとともに、市町村における国土強靭化地域計画の策定を支援する。</p>	危機管理課
10 危機管理拠点の保守管理			
危機管理拠点無線LANシステム保守運用事業	4,536	危機管理センターの情報通信ネットワーク設備について必要な保守管理を行う。	危機管理課
11 危機管理部の運営			
部局事業調整費	10,000	年度途中における新たな財政需要に対して部局の判断のもとに充当を行う。	危機管理課
12 寄付金積立事業			
原子力災害等復興基金積立事業	453	東日本大震災からの復旧復興事業を行うためにいただいた寄附金に係る資金運用により発生する利子を原子力災害等復興基金に積み立てる。	危機管理課

原子力発電所周辺地域の安全確保

事業名	H30当初予算額 (単位:千円)	内 容	所管課
I 廃炉に向けた取組の監視			
1 原子力安全監視対策事業《重点》			
①原子力発電所の安全確認	39,951	<p>原子力発電所の安全が確保されるよう、専門家及び関係市町村で構成する「廃炉安全監視協議会」による立入調査等のほか、県民の目線で確認することを目的に設置した「廃炉安全確保県民会議」を開催し、廃炉に向けた取組状況等を確認する。</p> <p>加えて、原子力職員研修を実施し、専門性の向上を図る。</p>	
②現地駐在の運営	5,524	廃炉に向けた取組状況のほか、原子力発電所のトラブルの状況等を迅速に把握するため、楢葉原子力災害対策センターに駐在する現地職員により、直接、原子力発電所からの情報収集、連絡調整を行う。	原子力安全対策課
③広報・調査事業	53,461	<p>原子力発電所の状況等について、情報収集及び県民への情報提供等を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 原子力発電所からの通報処理（災害対策本部におけるFAX等の処理）。 2 放射線測定機器（個人線量計・サーベイメータ）や通信機器（携帯電話等）の維持管理。 3 発電所の状況や廃炉に向けた取組及び県の取組内容等を動画、画像、文書にまとめ、インターネットや広報紙等を通じて県民へ情報提供。 4 放射線に関する知識普及のため、市町村等が開催する講演会等への放射線健康リスク管理アドバイザーの派遣。 5 原子力発電所が所在又は隣接する市町村のうち、要望のあった町への広報・調査等交付金の交付。 	

事業名	H30当初予算額 (単位：千円)	内 容	所管課
II 環境放射線モニタリングの充実			
1 緊急時・広域環境放射能監視事業《重点》			
①発電所周辺監視	964,061	<p>発電所周辺における、新たな放射性物質の放出を監視するため、空間線量等のモニタリングを行う。</p> <p>1 空間線量の測定 モニタリングポスト42台により、発電所周辺地域等について常時監視を行う。測定結果は環境放射能監視データシステムで公表する。</p> <p>2 核種分析 海水や大気浮遊じん等に含まれる放射性物質の測定を行う。測定結果は県HPで公表する。</p>	
②全県モニタリング	485,433	<p>事故により放出された、放射性物質の分布状況の推移を把握するため、県内各地においてモニタリングを行う。</p> <p>1 空間線量の測定</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 定点測定 学校、公園、観光地等の人が多く集まる場所を測定する。また、周囲に比べて比較的線量が高い地域については、詳細なメッシュ調査を実施する。測定結果は県HP及び放射能測定マップで公表する。 (2) 走行サーベイ 車両やバスに、GPS機能と連動した測定機器を搭載し、生活道路上を測定する。 (3) リアルタイム線量測定システム等 リアルタイム線量測定システム104台及び可搬型モニタリングポスト1台により、避難指示区域等について常時空間線量率を測定する。測定結果は、放射能測定マップのほか、原子力規制庁HPでも公表する。 (4) 核種分析 海水や大気、日常食等に含まれる放射性物質の測定を行う。測定結果は、県HP及び放射能測定マップで公表する。 	放射線監視室
③水準調査	26,044	諸外国の核実験及び福島第一原子力発電所の事故により生じた放射性降下物等による環境放射能の水準を調査し、国内の原子力発電所の監視データとの比較検討を行う。全国調査の一環として、原子力規制庁からの委託により、実施するもの。	
④環境放射能監視結果の広報	16,153	環境放射能の測定結果を解析するとともに、その内容を評価し、HPにより県民にわかりやすく公表する。	
⑤環境放射能モニタリング対策補助金	246,941	帰還する住民の安心を確保するため、市町村が住民のニーズを踏まえたモニタリングを実施するための交付金を交付する。	

事業名	H30当初予算額 (単位：千円)	内 容	所管課	
III 原子力防災体制の整備			原子力安全 対策課	
1 原子力防災体制整備事業《重点》				
①原子力災害対策計画の見直し	36,296	1 県地域防災計画（原子力災害対策編）について、国の原子力災害対策指針を踏まえた見直しを行うとともに、市町村計画の修正作業を支援する。 2 隣接県と広域避難のための調整等を実施する。 3 原子力災害対策重点地域である市町村を対象に市町村広域避難計画の作成費用や市町村が主催する原子力防災訓練の費用等を補助する。 4 県地域防災計画等の内容（段階的な避難など）をまとめたリーフレットを作成する。		
②緊急時通信連絡体制整備	133,247	1 市町村及び国・関係機関との連絡手段を確保するため、緊急時連絡網システムの維持管理を行う。 2 緊急時対応システム（ラミセス）の維持管理を行う。		
③原子力防災資機材整備	279,315	緊急時に必要な原子力防災活動資機材の整備及び維持管理を行う。（保護具セット、ゴム長靴、サーバイメタ等）		
④緊急時対応研修	19,043	県職員や市町村職員、消防・警察職員等の原子力防災業務従事者が原子力防災に関する知識や実務を習得するための研修を実施するとともに、外部機関主催の研修への参加を促す。（原子力防災基礎研修、原子力災害対策要員研修等）		
⑤オフサイトセンター保守整備	70,179	オフサイトセンター（原子力災害対策センター）の維持管理を行う。（現地点検、庁舎維持管理業務委託、光熱水費の支払い等）		
⑥原子力防災訓練	50,987	原子力災害対策特別措置法及び県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、緊急時における関係機関の連携体制の確認、関係者の防災技術の習熟、地域住民の意識の向上のための訓練を実施する。	原子力安全 対策課	
IV 帰還に向けた取組				
1 ふるさとふくしま帰還支援事業《重点》				
①ウェブカメラ設置	134,604	リアルタイムでふるさとの状況を確認するために設置されたウェブカメラについて、その維持管理費を市町村に対し補助する。		

第4章 主要な行事予定

平成30年度の主要な行事予定

月	大会等名称 ※()内は実施日・期間	開催場所	参集範囲	担当課・室
4月	情報連絡員（県リエゾン）マニュアルに関する研修会	福島市（危機管理センター）	県地方災害対策本部長が指定する職員	災害対策課
	浄土平避難誘導訓練（4/6）	福島市（浄土平）	関係機関	災害対策課
5月	平成30年度避難指示区域内における大規模火災対応訓練（5/25）	双葉郡内	各消防本部、緊急消防援助隊	消防保安課
	災害対策本部事務局指定職員シミュレーション訓練	福島市（危機管理センター）	災害対策本部事務局指定職員	災害対策課
6月	平成30年度福島県消防殉職者等慰霊祭（6/1）	会津若松市（アビオスペース）	各消防団、消防関係機関・団体	消防保安課
	第71回福島県消防大会（6/2）	会津若松市（会津風雅堂）	各消防団、消防関係機関・団体	消防保安課
	危険物安全週間（6/3～6/9）			消防保安課
	火薬類危害予防週間（6/10～6/16）			消防保安課
7月	ふくしま防災塾“トップ59”	浜・中・会津	市町村長	災害対策課
8月	第41回福島県消防操法大会（8/26）	福島市（消防学校）	各消防団	消防保安課
	防災の日（9/1）及び防災週間（8/30～9/5）			災害対策課
9月	平成30年度福島県総合防災訓練（9/2）	田村市	関係機関	災害対策課 危機管理課
	救急の日（9/9）			消防保安課
	シェイクアウトふくしま（中旬）			災害対策課
10月	ふくしま防災フェア2018	会津方部	関係機関	災害対策課
	高圧ガス保安活動促進週間（10/23～10/29）			消防保安課
	LPGガス消費者保安月間			消防保安課
11月	津波防災の日（11/5）			災害対策課
	みちのくアラート2018訓練（11/9～11/11）	福島県内	関係機関	災害対策課
	秋季全国火災予防運動（11/9～11/15）			消防保安課
	平成30年度緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練（11/17～11/18）	いわき市、楢葉町	関係機関	消防保安課
	原子力防災訓練	富岡町	関係機関	原子力安全対策課
H30年 1月	防災とボランティアの日（1/17）及び防災とボランティア週間（1/15～1/21）			災害対策課
2月	国民保護共同図上訓練（2/8）	県危機管理センター、福島市役所	関係機関	危機管理課
3月	春季全国火災予防運動（3/1～3/7）			消防保安課

第5章

資 料

福島県危機管理基本方針

平成27年6月

(平成29年4月一部改正)

はじめに

本県は、東日本大震災及び原子力災害（以下「大震災」という。）の教訓を踏まえ、危機対応力をより一層高め、県民の安全・安心の確保を図るため、平成27年4月に危機管理部を設置した。

危機管理部は、これまで知事直轄（総合安全管理室）が担ってきた総合的な安全管理に関する調整機能と、生活環境部（県民安全総室）が有していた消防保安、災害対策、原子力安全対策に関する実務機能を統合し、一体化することにより、これまで以上に情報集約・共有化を図り、危機に迅速かつ的確に対応する組織として再編された。

また、大震災以降、県民の生活環境や県行政をとりまく環境は大きく変化し、過去に経験のない様々な危機事象も発生している。このような危機事象が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その対応の遅れが、被害の拡大や二次的な危機を招きかねず、県民や関係者に対して大きな影響を及ぼすこととなる。

職員一人一人が、大震災から4年を経過した今もなお有事であることを強く自覚した上で、県民の安全・安心を確保するため、日頃から組織的に危機管理に当たつていくことが必要であり、復興はその意識・自覚・行動の積み重ねの先にある。

今後は、この方針の下、県民の生命、身体及び財産を守るために、警察、市町村、消防、国等の関係機関と連携しながら、県の組織をあげて危機事象に迅速かつ適切に対応していく。

第1 総則

1 目的

この方針は、本県やその周辺において危機が発生し、又は発生するおそれがある場合に、県民の生命、身体及び財産への被害を防止・軽減し、県民の安全・安心の確保を図るため、県が実施する危機管理の基本的枠組みを定めるものである。

2 危機等の定義

(1) 危機、危機事象

この方針で定義する「危機」とは、県民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態、県の適正な事務の執行に支障を生じるような事態をいい、「危機事象」とは個々の発生事象をいう。

(2) 危機管理

この方針で定義する「危機管理」とは、危機事象の未然防止のための「事前対策」、発生した危機事象への「危機対応」、危機事象の収束後における安全の確認と再発防止の「事後対策」までを含めた総合的な取組とする。

(3) 管理の対象とする危機

管理の対象とする主な危機は、別紙のとおりとする。

3 対象機関

(1) この方針の対象機関は、知事部局、企業局、病院局、議会事務局、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会及び労働委員会（以下「部局等」という。）とする。

（出先機関は部局等に含む。）

(2) 警察本部については、危機事象発生時の対応、危機管理情報の共有等について連携を図り、協力を求めるものとする。

4 法令等に基づく個別の危機事象に関する計画等との関係

法令等の義務付けにより個別の危機事象に関する計画等が作成されている場合は、それらの計画等に基づき対応するものとするが、基本的な考え方は本方針による。

なお、法令等の義務付けによらず、所管部局等が独自に計画等を作成している

場合も同様とする。

第2 危機管理における基本的な考え方

大震災はもとより、頻発した自然災害、さらには事故や事件等これまで経験した様々な危機事象を踏まえ、特に、以下の考え方に基づき、組織力を高め、関係機関等との連携の下、あらゆる危機事象に的確に対応し、県民の安全・安心を確保する。

1 危機事象に対する意識の向上

危機事象には“きざし”があり、その“きざし”を見逃さないことで事前の準備や予防策を的確に講じることができ、危機事象が発生した場合でも被害を小さくできることから、「今まででは大丈夫だった」ではなく、「何か異変があるのではないか」との意識を持つことが重要である。

このため、被害が未発生であったり、あるいは小規模であったりしても重大な被害に発展しかねない事象、県外で重大な被害が発生して県内でも類似の被害が生じかねない事象など、危機につながりかねない事象にも積極的に対応する姿勢が重要である。

また、危機事象には突発的に起こる事象もあることから、そのような場合でも躊躇することなく対応できるよう、日頃から危機への意識を高めていく必要がある。

そのためには、現状に慣れることなく、新しい事象など様々な危機事象を想定し、常に考え学習する組織づくりに努め、危機事象の“きざし”への感度を高める。

2 報告・連絡・相談の徹底

危機事象には、未だ顕在化していないもの、新たな業務に付随して発生する今までに経験していないものなど様々な事象がある。

危機事象の未然防止、被害の拡大の抑制には職員一人一人はもとより、組織としての危機対応力を高めていかなくてはならない。危機事象の対応には、実態の把握、それらを踏まえた対応方針の策定、対策の実行など、それぞれのステージにおいて組織としての判断が必要となるが、その判断に当たって、情報共有の遅れや途絶は、特に、危機対応にとって決定的な機会の損失となるおそれがある。

このため、様々な危機事象に対し、情報収集力を高めることはもとより、組織内で情報を速やかに共有し、組織として適切かつ迅速に対応できる風土づくりが

重要であり、コミュニケーションを盛んにする風通しの良い職場環境を目指し、組織内での報告・連絡・相談を今まで以上に徹底する。

さらに、警察、市町村、消防、国、気象台、自衛隊等関係機関（以下「関係機関等」という。）との間でも連携を図り、情報の交換を密にする。

3 危機情報の速やかな公表

危機管理の最大の目的である県民の安全・安心の確保及び県の適正な事務の執行という観点から、危機事象に関する情報を県民に適時・適切に提供することが極めて重要である。情報提供に当たっては、県の都合ではなく、常に県民の目線に立って考え、積極的な提供に努める。

また、重大な危機事象に関する情報は、全容解明を待つことなく、初期の段階においても公表に努める。

第3 危機管理体制

1 知事等の役割

ア 知事

危機管理の最高責任者として、危機管理を統括する。

イ 副知事

危機管理について、知事を補佐する。

2 危機管理監（危機管理部長をもって充てる）

(1) 職務

知事の命を受け、危機管理に関して全庁を統括し、危機が生じた場合又は生じるおそれがある場合における緊急的対応に関する事務について、部局長その他職員を指揮監督する。

(2) 所掌事務

ア 安全・安心の確保に関する施策の総合的な推進

イ 安全管理の総合調整に関する事務を掌理

ウ 危機管理に関して全庁を統括

エ 危機が生じた場合又は生じるおそれがある場合における緊急的対応に関する事務について、部局長その他職員を指揮監督

なお、危機管理監は、全庁的な危機管理の観点を踏まえて、関係部局長等に必要な指示を出すことができるほか、所管部局長が不明な危機事象が発生した

場合は、必要に応じて知事・副知事と協議の上、当該危機事象の所管部局等を決定することができる。

3 危機管理室

(1) 設置

複合的組織（危機に係る各種情報の収集や緊急的対応に関する部局横断的な組織）として、危機管理部に危機管理室を置く。

(2) 構成

ア 室長

危機管理監

イ 室員

各部政策監、出納局次長、企業局次長、病院局次長、議会事務局次長、教育庁政策監、警察本部警備部警備監、監査委員事務局次長、人事委員会事務局次長、労働委員会事務局次長

(3) 主な所掌事務

ア 安全・安心の確保に関する施策の総合的な推進に関すること。

イ 安全・安心の確保に関する施策に係る県の行政施策の企画立案に必要な各種情報の収集及び交換に関すること。

ウ 危機が生じた場合又は生じるおそれがある場合における緊急的対応に関すること。

エ 危機に関する各種情報の収集及び交換に関すること。

4 危機管理部と所管部局等の役割

(1) 危機管理部の役割

ア 大規模・複数地域での発生など全庁的な対応が必要となる危機事象が発生した場合、危機管理部は、危機管理監の指揮を受け、所管部局等とともに、初動対応、危機対応、事後対策を実施する。

イ 所管部局等が不明の危機事象が発生した場合、危機管理部は、危機管理監の指揮を受け、関係する部局等とともに、初動対応、情報収集を行う。（所管が明確になったときには所管部局等へ引き継ぐ。）

ウ 所管部局等の危機事象対応について、危機管理部は、情報収集を行うとともに、必要に応じて状況分析を行い、危機事象対応・広報等について所管部

局等を支援する。

また、重大な危機事象が発生するおそれがある場合も、同様の対応とする。

- エ 危機管理部は、危機事象に関する情報等を、必要に応じて所管部局等に連絡・報告する。

(2) 所管部局等の役割

ア 危機事象が発生した場合、所管部局等が法令等の基準に基づき策定した計画により対応することとなるが、大規模・複数地域での発生など全庁的な対応が必要となる危機事象が発生した場合、所管部局等は、危機管理監の指揮を受け、危機管理部とともに、初動対応、情報収集を行うとともに、危機対応、事後対策を実施する。

イ 所管部局等が不明の危機事象が発生した場合、関係する部局等は、危機管理監の指揮を受け、危機管理部とともに、一時的に初動対応、情報収集を行う。

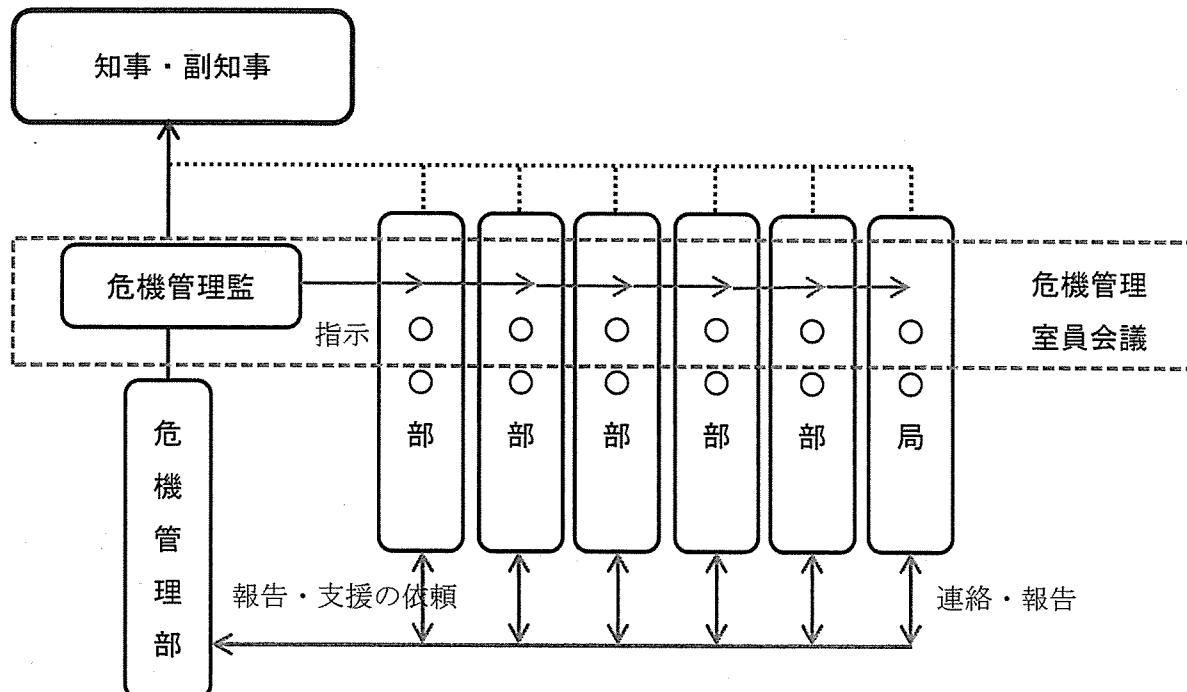
また、危機管理監から当該危機事象の所管部局等として決定された部局等は、所管部局等として危機対応、事後対策を行う。

ウ 所管部局等が明らかな危機事象が発生した場合は、各所管部局等が危機対応、事後対策を行う。

なお、危機管理監から、全庁的な危機管理の観点を踏まえて必要な指示等が出される場合がある。

エ 所管部局等は、危機事象の情報を、隨時、危機管理部に報告するとともに、必要に応じて危機対応・広報等の支援を依頼する。

<危機管理体制のイメージ>



5 関係機関等との連携

関係機関等が、危機事象が発生し、又は発生のおそれがある場合の第一義的な情報源や初動対応機関となることが多いことから、県は日頃から情報交換を実施するなど連携を強化する。

また、ライフライン関係機関、報道機関等についても、危機事象が発生した場合に様々な分野で協力を求めるところから、日頃から情報の連絡体制の構築に努める。

第4 危機管理の対策・対応

危機管理においては、時系列に応じて、事前対策・危機対応・事後対策の各段階に応じた対策・対応を行う。

1 事前対策

(1) 危機管理意識の向上

危機事象が発生した場合の初動対応を混乱なく、円滑に実施するためには、職員一人一人の危機管理意識を高いレベルにすることが極めて重要であることから、危機管理部及び各部局等は、研修や訓練を通じて、職員の危機管理意識の向上に努めるものとする。

また、各課室及び出先機関においては、日頃から所管業務に関してどのような危機事象が想定され、どのような対応を行うべきかなどを検討する機会を設けるとともに、職員が危機又はその“きざし”に関する情報を入手したときに、速やかに組織内での情報共有ができるよう、職場内の円滑なコミュニケーションを図り、業務の報告や改善の提案などがスムーズにできる風通しの良い職場環境となるよう努めるなど、危機管理に強い組織づくりを目指す。

(2) 関係機関等との協力体制の構築

各部局等は、国、市町村、消防、医療機関などが有する資機材等の整備状況や、危機事象発生時におけるこれらの機関等の役割等について、あらかじめ把握し、日頃から連携を図るなど協力体制を構築しておく。

(3) 住民への普及・啓発

危機事象発生時における住民の適切な行動と協力が被害の規模に大きく関わることから、危機事象への対応について住民の理解を得ることが極めて重要である。

このため、各部局等は、想定される危機事象やそれに対する国や市町村の取組や役割等の普及・啓発を図るとともに、防災訓練等の実施を通じ、防災体制の確立と危機管理意識の高揚に努める。

緊急時の迅速かつ正確な情報の提供が住民の適切な行動に結びつくとの観点から、報道機関の果たす役割を踏まえ、日頃から情報伝達の方法等を報道機関に伝えておくことが重要である。

(4) 柔軟性の確保

発生する多種多様な危機事象に対応するためには、危機事象発生時の被害を最小限に止めるという危機管理の基本を十分に理解した上で、応用力を利かせる柔軟性を確保することが必要である。

そのために、危機管理部及び各部局等は、実践的な訓練や図上訓練を繰り返し実施し、職員が関係機関等の動きを具体的に認識できるようにするとともに、危機事象の状況に臨機応変に対応できる応用力を身につけられるよう努める。

2 危機対応

(1) 情報の収集

各部局等は、現地において情報収集に努めるとともに、関係機関等との密接な連携により情報収集を行い、危機管理部及び所管部局等への情報提供を行い、情報共有を図る。

なお、危機事象発生時には、迅速な初動体制の確立が被害の拡大を防止する上で極めて重要であるため、情報の正確性の確保に努めながら、断片的な情報であっても部局等内で情報共有を図るとともに、第一報を危機管理部に情報提供し、詳細は追加情報として続報で報告することとする。

(2) 所管部局等の調整

ア 所管が明確な場合は、該当部局等が所管部局等となる。

イ 所管が不明確又は複数部局等に関連する場合は、危機管理部は、危機管理監の指揮の下、関係する部局等とともに初動対応を行う。

ウ 危機管理監は関係する部局等の役割、状況等を聴取し、必要に応じて知事・副知事と協議の上、所管部局等を指定する。(所管部局等が確定した場合は引き継ぐ。)

(3) 危機対応の実施

- ア 各部局等は、危機事象が発生した場合、危機の大きさ、影響度を踏まえ、速やかに危機対応を行う。
- イ 危機管理監は、各部局等から危機対応についての協議、報告を受けるとともに、県の危機管理を統括する立場から部局等の対応状況を把握し、全庁的な危機管理の観点から必要がある場合、指示・助言・調整を行う。
- ウ 複数の部局等に關係する場合、危機管理部は、危機管理監の指揮を受け、關係する部局等と連携をとり、対応方針を決定し対策を実施する。
- エ 全庁的な対応が必要となる場合、危機管理監（危機管理室長）は、危機管理室員会議を開催して対応方針について協議し、決定する。
なお、重大な危機事象が発生した場合、必要に応じて関係部局長会議を開催し、必要な対策を講ずるものとする。
- オ 危機発生後においては、決定した対応方針に基づき、危機管理部及び所管部局等は、関係機関等と連携・協力し、危機対応を実施する。

(4) 県民への情報提供

各部局等は、県民の安全・安心を確保するため、報道機関への情報の提供、ホームページ等多様な情報伝達手段を活用し、県民に対し、必要な情報を迅速かつ的確に提供する。

3 事後対策

(1) 安全の確認

各部局等は、危機事象に関する危機対応が概ね完了したと認められるときは、必要に応じて関係機関等に協力を求め、早急に危機発生現場・周辺地域の安全確認を行う。

安全が確認されたときは、報道機関を通じて公表するとともに、県のホームページなど利用可能な手段を活用して広く県民に周知する。

(2) 再発防止の検討・実施

各部局等は、必要に応じて危機事象の発生の原因を検証し、課題を整理した上で再発防止策を検討し、実施する。

(3) 危機事象対応の検証と情報の共有化

各部局等は、危機管理手法の継承や改善を図るため、必要に応じて危機対応

に関する経過を取りまとめる。

また、危機管理部は、各部局等の危機対応を検証するとともに、各部局等や関係機関等に対して、取りまとめた内容を提供することなどにより情報の共有化を図る。

第5 その他

この方針は、必要に応じて隨時見直しを行う。

管理の対象とする主な危機

区分	項目	主な所管部局	
1 災害	1 風水害・土砂災害 2 火山災害 3 原子力災害 4 地震・津波 5 雪害 6 航空災害（米軍機、自衛隊機等の事故を含む）	7 鉄道災害 8 道路災害 9 危険物等災害 10 大規模な火事災害 11 林野火災 12 船舶災害 13 石油コンビナート災害	危機管理部 生活環境部 農林水産部 土木部 など
2 武力攻撃事態等	1 武力攻撃事態等 〔着上陸侵攻、ゲリラ・特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃等〕 2 緊急対処事態（大規模テロ等） (「武力攻撃事態等及び緊急対処事態」は、国による事態認定手続が必要であり、認定がされない事案はその他の危機として取り扱う。)		危機管理部 など
3 新型インフルエンザ等緊急事態	新型インフルエンザ等緊急事態（新型インフルエンザ等が発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態）		保健福祉部 (危機管理部) など
4 その他の危機	1 県民の生命・健康又は生活環境に被害を及ぼす環境汚染事故等 ・水質、大気、土壤汚染関係 ・残留農薬 ・高圧ガス、火薬類、危険物事故 2 県民の生命・健康の安全を脅かす感染症等による事態等 ・エボラ出血熱、MERS等 ・薬物（毒物・劇物を含む）、医薬品関係 ・食品・飲料水関係 3 動物感染症の発生 ・牛海綿状脳症(BSE)、口蹄疫、コイヘルペスウイルス、鳥インフルエンザ等 4 野生動物の出没 5 管理動物の脱走		危機管理部 生活環境部 保健福祉部 農林水産部 など 保健福祉部 (危機管理部) など 農林水産部 生活環境部 (危機管理部) など 生活環境部 保健福祉部 (危機管理部) など

6 製品等の瑕疵による事故等	関係部局 (危機管理部)
7 食品偽装	関係部局 (危機管理部)
8 県が所管する情報通信ネットワーク及び各種情報システムへの脅威並びに通信システムへの脅威又は障害による事故等	企画調整部 (危機管理部) など
9 ライフラインの事故・事件 ・大規模停電、ガス供給停止、通信ネットワークの途絶 ・断水	危機管理部 保健福祉部 など
10 ダム、河川及び湖沼における事故・事件	管理部局 (危機管理部)
11 福島空港に関連する航空犯罪（ハイジャック等）	危機管理部 商工労働部 土木部 など
12 県管理施設における事故・事件	管理部局 (危機管理部)
13 県主催イベント時の事故・事件	主催部局 (危機管理部)
14 学校又は校外活動中における事故・事件	教育委員会 (危機管理部)
15 海外において多数の県民が巻き込まれた事故・事件	生活環境部 (危機管理部)
16 県内での交通事故等による多数の死傷者の発生	生活環境部 保健福祉部 (危機管理部) など
17 人工衛星等飛翔体の落下	危機管理部
18 所管が不明なテロ事件	危機管理部 など
19 その他、多数の県民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事件・事故等や県の適正な事務の執行に支障を生じるような事態	危機管理部 総務部 など

○各種計画

No	計画名称	計画期間(年度)	担当課室
1	福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画	H29～H32(H28改定)	危機管理課
2	福島県の国民の保護に関する計画（福島県民等保護計画）	H17～(隨時見直し)	危機管理課
3	福島県業務継続計画（本庁版）	H26～(隨時見直し)	危機管理課
4	福島県各地方業務継続計画	H27～(隨時見直し)	各地方振興局
5	福島県国土強靭化地域計画	H30～H32	危機管理課
6	福島県消防広域化推進計画	H22～	消防保安課
7	福島県地域防災計画（一般災害対策編）	S38～(隨時見直し)	災害対策課
8	福島県地域防災計画（地震・津波災害対策編）	H7～(隨時見直し)	災害対策課
9	福島県地域防災計画（事故対策編）	H11～(隨時見直し)	危機管理課
10	福島県地域防災計画（原子力災害対策編）	H12～(隨時見直し)	原子力安全対策課
11	地震防災緊急事業五箇年計画（第5次）	H28～H32	災害対策課
12	福島県石油コンビナート等防災計画	S52～(隨時見直し)	災害対策課
13	福島県原子力災害広域避難計画	H26～(隨時見直し)	原子力安全対策課
14	福島県原子力発電所周辺環境放射能測定基本計画	S48～(隨時見直し)	放射線監視室

1 福島県安全で安心な県づくりの推進に関する基本計画

この計画は、福島県安全で安心な県づくりの推進に関する条例に基づき、防災、防犯、交通安全、食品の安全確保など10の分野を総合的にとらえ、県民が、安全に安心して暮らし、活動できる地域社会の実現を目指して策定したものです。

この計画では、10の分野の間で、また、県民、事業者、自治会、ボランティア団体、NPOなどと県や市町村の間で、相互に情報を共有し合いながら、縦割りになることなく県民の立場から連携を図り、地域課題の解決に向けたネットワークの形成につなげる施策を取りまとめたものです。

2 福島県の国民の保護に関する計画（福島県民等保護計画）（隨時見直し）

この計画は、武力攻撃や緊急対処事態における攻撃（大規模テロ等）から県民等の身体、生命及び財産を保護し、武力攻撃等が県民等の生活や経済に及ぼす影響が最小のものとなるよう、国民保護法第34条の規定に基づき県の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項や武力攻撃事態、緊急対処事態における県の実施する国民保護措置等の詳細について定めています。

3・4 福島県業務継続計画（隨時見直し）

この計画は、東日本大震災及び原子力災害という大規模かつ複合的な災害により、県庁等における業務の遂行に大きな混乱と支障を生じたことから、災害などの重大な危機事象から、県民の生命・身体・財産を守り安全安心を確保するため、県庁舎や各合同庁舎、職員、ライフラインなどが制約された状況下でも、県が優先的に実施すべき業務をあらかじめ定め、その遂行に必要な措置を講じておくために策定したものです。

5 福島県国土強靭化地域計画

この計画は、いかなる大規模自然災害が発生しようとも、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに復旧・復興できるしなやかさ」を備えた強靭な県土・地域社会を構築し、安全で安心な県づくりを推進するため、「国土強靭化基本法」に基づき、国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定したものです。

6 福島県消防広域化推進計画

この計画は、消防組織法第33条第1項の規定に基づき、自主的な市町村の消防の広域化を推進するために平成22年3月に策定したものです。

この計画では、今後の消防力の維持・向上についてそれぞれの地域において、どのような方策が効果的であるか、自主的・主体的な検討を進めることとし、県はその検討に積極的に参加、協力することで、住民の安全・安心の確保に取り組むこととしています。

7-10 福島県地域防災計画（隨時見直し）

この計画は、本県における総合的な災害対策の基本となるものであり、災害の予防、応急対策、復旧計画などについて策定し、地域住民の生命と財産を守るという地方自治体の基本的な責務を遂行する上で、極めて重要な役割を果たすものです。

この計画に基づき、災害に強い安全な地域社会づくりを推進するとともに、災害発生時には迅速かつ適切な応急対策を実施することとしています。

11 地震防災緊急事業五箇年計画（第5次）

この計画は、地震による災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策特別措置法第2条の規定に基づき、地震防災対策上緊急に整備すべき施設等の整備計画について平成28年度から平成32年度までの5か年を対象として策定するものです。

県、市町村等が行う情報通信連絡網、効率的な消火、救助活動を行うための消防施設・設備、災害応急対策活動を迅速に行うための緊急輸送道路等の整備事業について、計画的に実施することとしています。

12 福島県石油コンビナート等防災計画

この計画は、石油コンビナート等災害防止法第31条の規定に基づき、本県の石油コンビナート等特別防災区域内の防災に関し、福島県、国の機関、関係市町、特定事業者などの処理する事務又は業務の大綱等を定めるとともに、総合的な防災対策の推進を図ることにより、災害の発生と拡大を防止し、地域住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として策定しています。

13 福島県原子力災害広域避難計画（隨時見直し）

この計画は、新たな原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合において、福島県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、住民避難等の応急対策が迅速に実施できるよう、県民の安全・安心を確保するために策定したものです。

原子力災害対策重点区域の13市町村ごとに避難先市町村及び避難施設を定め、基本的な避難ルートを定めております。

1.4 福島県原子力発電所周辺環境放射能測定基本計画（隨時見直し）

この計画は、原子力発電所周辺住民等の健康と安全の確保に資するため、県と立地町及び東京電力株式会社による、福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書に基づき、県が原子力発電所周辺地域において実施する環境放射能の監視測定について定めています。

福島第一原子力発電所の事故後においては、県が廃炉に関する新たな安全監視体制を構築するために設置した「福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会」に置いた「環境モニタリング評価部会」において、専門委員や関係市町村等の意見を聴きながら年度ごとにモニタリング計画を定めるとともに、測定結果を報告、公表しています。

○ 関係団体・出資団体

消防保安課

(平成30年3月31日現在)

団体等名称	代表者		所在地 住所	電話番号	県出資割合
	役職名	氏名			
(公財)福島県消防協会	会長	三浦 良一	〒960-8043 福島市中町 5-21 県消防会館内	(024) 522-5974	—
(一社)福島県消防設備協会	会長	志賀 義平	〒960-1106 福島市下鳥渡字新町 35-1	(024) 529-7120	—
(一社)福島県危険物安全協会連合会	会長	渡邊 正恆	〒960-1106 福島市下鳥渡字新町 35-1 県消防設備協会内	(024) 573-9600	—
(一財)消防試験研究センター	理事長	鈴木 良一	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-4-2 大同生命霞が関ビル 19階	(03) 3597-0220	0.03%
(一財)消防試験研究センター 福島県支部	支部長	小松 一彦	〒960-8043 福島市中町 4-20 みんゆうビル	(024) 524-1474	0.03%
福島県女性防火クラブ連絡協議会	会長	遠藤 重子	〒960-8670 福島市杉妻町 2-16 県消防保安課内	(024) 521-7190	—
(一社)福島県LPガス協会	会長	小西 正光	〒960-1195 福島市上鳥渡字蛭川 22-2	(024) 593-2161	—
(一社)福島県冷凍空調設備工業会	理事長	古川 敏博	〒960-8162 福島市南町 449	(024) 545-5631	—
(一社)福島県火薬類保安協会	会長	利根川 靖典	〒963-8811 郡山市方八町二丁目 15-11 (株)蔵場内	(024) 944-3169	—
福島県一般高圧ガス協会	会長	渡辺 明宏	〒960-8803 郡山市横塚三丁目 16-8	(024) 942-8731	—
福島県電気工事工業組合	理事長	浅川 誠吾	〒960-8252 福島市御山字稻荷田 31-2	(024) 535-0477	—
福島県冷凍設備保安協会	会長	安藤 昇	〒963-8071 郡山市富久山町久保田字太郎殿前 2-6 郡山冷蔵製氷(株)内	(024) 944-1655	—
(一財)救急振興財団	理事長	高部 正男	〒192-0364 東京都八王子市南大沢 4-6	(042) 675-9931	2.1%

○ 附 屬 機 関 等

【審議会等】

平成30年3月31日現在

名 称	根拠法令等	事 項	女性委員 の 割合 (%)	担当課室
福島県防災会議	災害対策基本法 福島県防災会議条例	県地域防災計画の作成及びその実施の推進、知事の諮問に応じ防災に関する重要事項の審議、防災関係機関相互の連絡調整	11.1	災害対策課
福島県石油コンビナート等防災本部	石油コンビナート等 災害防止法 福島県石油コンビナート等防災本部条例	石油コンビナート等特別防災区に係る防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合の災害応急対策及び災害復旧に係る指定防災機関相互の連絡調整	17.9	災害対策課
福島県民等保護協議会	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 福島県民等保護協議会条例	指定地方行政機関の長等により組織され、知事の諮問に応じ、国民の保護のための措置に関する重要事項を審議	14.0	危機管理課

【懇談会等】

平成30年3月31日現在

名 称	根拠法令等	事 項	担当課室
福島県安全で安心な県づくり推進会議	福島県安全で安心な県づくり推進会議設置要綱	安全で安心な県づくりに関する基本計画の策定、変更及び評価等に関することを協議	危機管理課
吾妻山火山防災協議会	活動火山対策特別措置法	吾妻山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関する協議	災害対策課
安達太良山火山防災協議会	活動火山対策特別措置法	安達太良山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関する協議	災害対策課
磐梯山火山防災協議会	活動火山対策特別措置法	磐梯山において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関する協議	災害対策課
福島県原子力発電所安全確保技術検討会	福島県原子力発電所安全確保技術検討会運営要綱	安全確保協定に基づき、事前了解に係る技術的事項について協議	原子力安全対策課
福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会	福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会設置要綱 (環境モニタリング評価部会運営要領、労働者安全衛生対策部会運営要項)	<ul style="list-style-type: none"> ・福島第一原発の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ、特定原子力施設実施計画、福島第二原発冷温停止維持に関する取組について協議（現地調査含む）。 ・環境放射能測定基本計画の策定及び測定結果の評価・解析（環境モニタリング評価部会） ・廃止措置等作業従事者の要員確保、安全確保、作業環境の安全確保、雇用適正化について協議（労働者安全衛生対策部会） 	原子力安全対策課 放射線監視室
原子力災害時における避難に伴う渋滞対策検討会	原子力災害時における避難に伴う渋滞対策検討会設置要綱	自家用車での避難を原則とする原子力災害時（複合災害を含む）における住民の円滑な広域避難の障害となる課題を整理し、解決に向けて検討	原子力安全対策課
福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議	福島県原子力発電所の廃炉に関する安全確保県民会議設置要綱	本県の原子力発電所の廃止措置等に向けた取組に関する安全かつ着実な進展のための県民目線による確認・協議	原子力安全対策課

【庁内連絡調整会議等】

平成30年3月31日現在

名 称	根拠法令等	事 項	担当課室
福島県安全で安心な県づくり推進庁内連絡会議	福島県安全で安心な県づくり推進庁内連絡会議設置要綱	安全で安心な県づくりの推進に関する各種施策の策定及び実施に関すること等を協議	危機管理課
福島県原子力行政連絡調整会議	福島県原子力行政連絡調整会議設置要綱	原子力発電所に係る県民の安全確保の徹底及び原子力行政の適正かつ円滑な運営	原子力安全対策課
福島県国土強靭化地域計画推進連絡会議	福島県国土強靭化地域計画推進連絡会議設置要綱	国土強靭化地域計画の策定及び推進に関すること等を検討	危機管理課
福島県放射能モニタリング関係庁内連絡会議	福島県放射能モニタリング関係庁内連絡会議設置要綱	福島県の放射能モニタリングについての課題、現状及び今後の方針の情報共有と協議	放射線監視室

福島県危機管理センターの見学について

平成30年4月
福島県危機管理部

危機管理センターでは、児童・生徒や自治会、自治体職員、市町村議会議員、防災関係者の皆さんとの見学を随時受け入れておりますので、積極的に御活用ください。

1 見学内容（全体で30分程度）

自然災害に対する備えなど防災について、映像やパネルを使用して学びます。

- ◆映像による「災害への備え」等の視聴（10分程度）
- ◆防災に関するパネルや資機材（防災グッズ等）の展示品の見学
- ◆施設の案内（災害対策本部会議室、9面マルチモニタ）

2 見学受入時間

月曜～金曜 午前9時～午後4時
(午後0時～午後1時、年末年始・祝日を除く)

- (注1) 見学の10日前までにお申し込み願います。
(注2) 団体・グループでの見学とさせていただきます。
(注3) 災害対応のため、予約をキャンセルさせていただく場合があります。

3 防災講座

施設見学に加えて防災講座の受講も可能ですので、ご相談ください。

※防災講座をご希望される場合は、受講日の概ね1ヶ月前までにお申し込み願います。

No.	テーマ(例)	主な内容
1	災害に対する家庭・会社の日頃の備え	災害特性、個人・会社の準備・発生時の対応要領
2	災害に対する地域の日頃の備え	災害特性、避難要領・避難所の開設運営要領
3	地震・津波について	地震・津波災害の特性、個人の準備・発生時の対応要領
4	風水害について	台風・局地的豪雨の特性、個人の準備・発生時の対応要領
5	東日本大震災の教訓	福島県における被害の特性、災害対応、復興の状況

4 問い合わせ・申込先

福島県危機管理部 危機管理課

電話 (024) 521-8651 FAX (024) 521-7993

E-mail : kikikanri@pref.fukushima.lg.jp

福島県危機管理センター見学等申込書

申込日 平成 年 月 日

団体等名			
代表者名			
担当者名			
住 所	〒		
電話番号		FAX番号	
E-mail			

1. 見学等希望日時	平成 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
2. 見学等者数	大人 人 子ども (小学生以下) 人
3. 防災講座受講希望 有・無 ※防災講座受講希望の方は、 <u>概ね1ヶ月前までに</u> 申し込み願います。	受講したい内容を記入してください。 (例) 災害に対する家庭で日頃の備え等について聞きたい。 ※次のような場合は、講座の趣旨に沿わないのでお申込みを断らせていただきます。 ① 収益を目的として参加費を募る場合 ② 特定の政治、宗教活動を目的とする場合 ※実施後は、「実施報告書」の提出をお願いします。
4. その他	

※1 お車でお越しの際には、県庁外来駐車場をご利用願います。
なお、バスなどの大型車は県庁敷地内に駐車いただくため、

● 車名 _____
 ● 登録番号 (ナンバー) _____
 を、事前にお知らせください。

※2 見学当日は、危機管理センター2階展示スペースにお越しください。

<問い合わせ・申込み先>

福島県危機管理部危機管理課

〒960-8670 福島市杉妻町2-16

TEL 024-521-8651

FAX 024-521-7993

E-mail kikikanri@pref.fukushima.lg.jp

平成30年度

危機管理部事業計画書

編集・発行 福島県危機管理部危機管理課

〒 960-8670

福島市杉妻町2番16号

電話 : 024-521-8652

E-mail : kikikanri@pref.fukushima.lg.jp